

C

令和 8 年

第 2 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 80 号議案	浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部改正について……………	3
第 81 号議案	浜松市運動広場条例の一部改正について……………	5
第 82 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について……………	7
第 83 号議案	浜松市税条例の一部改正について……………	8
第 84 号議案	浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正について……………	10
第 85 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について……………	12
第 86 号議案	浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の 一部変更について……………	13
第 87 号議案	工事請負契約締結について (浜松市勤労会館解体工事)……………	14
報 第 3 号	専決処分の承認について (浜松市税条例の一部改正について)……………	16
報 第 14 号	専決処分の承認について (令和 8 年度浜松市一般会計補正予算 (第 1 号))……………	17

浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部改正について

(提案理由)

施設利用の向上を目的として、浜松市雄踏総合体育館及び雄踏総合公園の駐車場について、一体的に利用することができるようにするため、関係条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市雄踏総合体育館及び雄踏総合公園の駐車場を一体的に利用できるよう、各施設の駐車場料金を納める対象から除く者を追加するものです。

1 浜松市総合体育館条例 (別表第 2 (第 8 条・第 21 条関係))

浜松市雄踏総合体育館の駐車場料金を納める対象から除く者として、雄踏総合公園の有料施設利用者を追加するものです。

6 浜松市雄踏総合体育館

(4) 駐車場 (浜松市雄踏総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、会議室、放送室及び卓球個人利用、又は浜松市都市公園条例(昭和 37 年浜松市条例第 12 号)別表第 3 の 18 に規定される雄踏総合公園のソフトボール場、多目的スポーツ広場、球技場、水泳場、庭球場及びゲートボール場を利用する者が利用する場合を除く。)

1 回につき 310 円

2 浜松市都市公園条例 (別表第 3 (第 10 条・第 29 条関係))

雄踏総合公園の駐車場料金を納める対象から除く者として、浜松市雄踏総合体育館の有料施設利用者を追加するものです。

18 雄踏総合公園

(7) 駐車場 (ソフトボール場、多目的スポーツ広場、球技場、水泳場、庭球場及びゲートボール場、又は浜松市総合体育館条例(平成 17 年浜松市条例第 197 号)別表 2 の 6 に規定される浜松市雄踏総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、会議室、放送室及び卓球個人利用を利用する者が利用する場合を除く。)

1 回につき 310 円

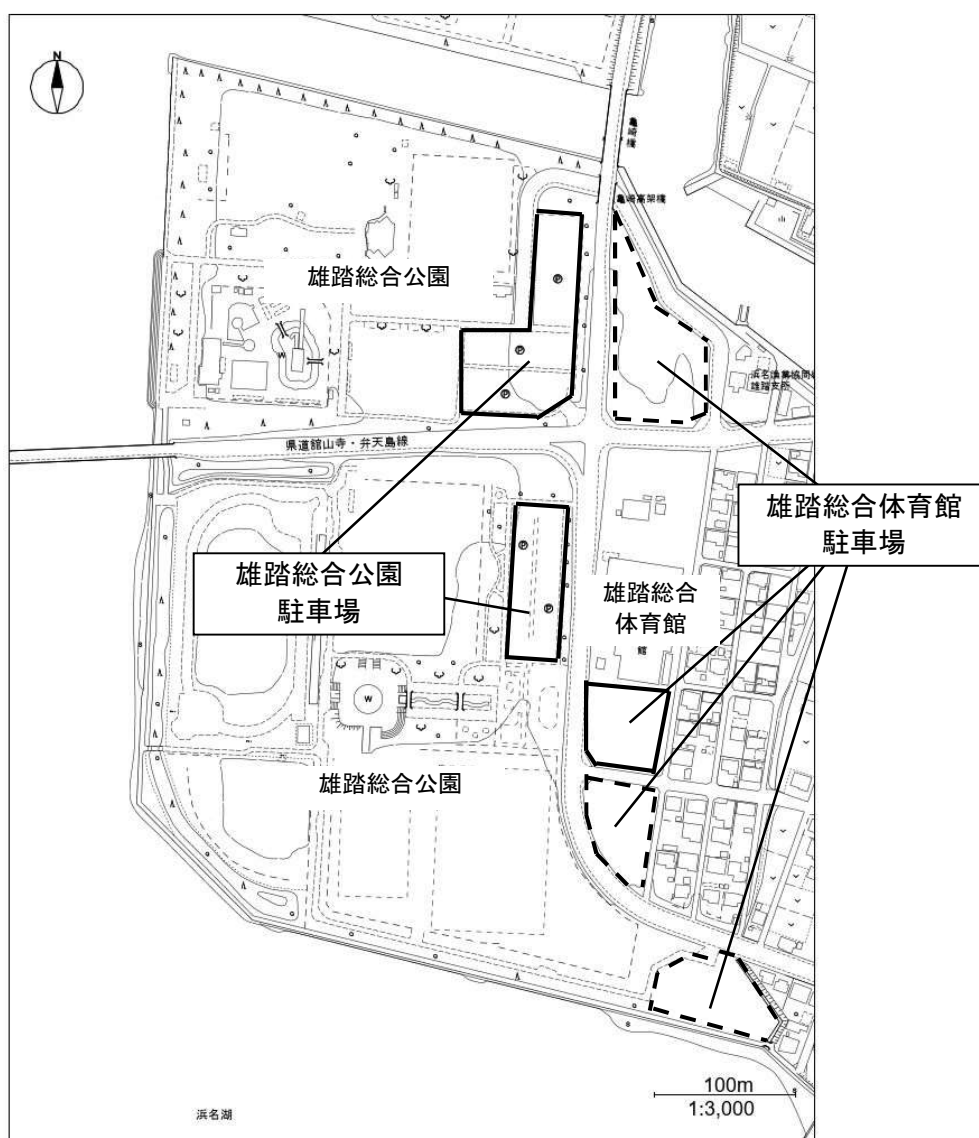
(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市総合体育館条例別表第 2 の 6 の (4) の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に出場する自動車に係る利用料金について適用するものです。ただし、当該自動車のうち、施行日前における浜松市都市公園条例別表第

3の18の(1)から(6)までの都市公園施設の利用のために入場したものに係る利用料金については、同条の規定による改正前の浜松市総合体育館条例別表第2の6の(4)の規定の例によるものです。

3 改正後の浜松市都市公園条例別表第3の18の(7)の規定は、施行日以後に出場する自動車に係る利用料金について適用するものです。ただし、当該自動車のうち、施行日前における浜松市総合体育館条例別表第2の6の(1)の施設の利用のために入場したものに係る利用料金については、同条の規定による改正前の浜松市都市公園条例別表第3の18の(7)の規定の例によるものです。

(位置図)



※点線で囲んだ普通財産について、令和9年4月1日付けで駐車場として行政財産化し、施設利用者の利便の向上を図るものです。

浜松市運動広場条例の一部改正について

(提案理由)

スポーツ施設の利用料について、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市馬郡運動広場の有料化及び浜松市雄踏グラウンドの利用料金の見直しを行うほか、浜松市馬郡運動広場について休場日を設けるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 利用料金の見直し等

同種施設における料金の差異の解消を目的として、各施設区分の現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。

浜松市雄踏グラウンドについて、現行単価と基準単価に著しく差異があることから、現行単価の1.5倍を上限とします。浜松市馬郡運動広場について、有料化を行った上で、当該利用料金の額は最寄りの同種施設である雄踏グラウンドと同じとします。

施設区分・施設名称等	利用料金（円）		
	改正前	改正後	
(1) グラウンド（1面利用2時間当たり基準単価1,780円）			
馬郡運動広場	全面		2,460
	半面		1,230
雄踏グラウンド	全面	1,640	2,460
	半面	820	1,230

2 休場日の見直し

浜松市馬郡運動広場について、他の有料施設と同様に12月29日から翌年の1月3日までを休場日とするものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行するものです。
- 2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用するものです。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例によるものです。

(位置図)



浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 7 年 1 0 月 2 日）を踏まえ、国に準じて駐車場等の利用に対する通勤手当を設けるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 支給要件

自動車、バイクまたは原動機付自転車で通勤する職員が、通勤のために月極駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする場合

2 支給額

1 か月あたり 5, 0 0 0 円を超えない範囲内の規則で定める額

(施行期日等)

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものです。

浜松市税条例の一部改正について

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除等の課税の特例措置の適用期限の延長、暗号資産に係る譲渡所得の課税の特例の創設、固定資産税及び都市計画税における課税の特例措置の見直しその他所要の整備を行うため、浜松市税条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 個人市民税

- (1) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和 12 年居住開始分まで 5 年間延長するものです。
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和 12 年度まで延長するものです。
- (3) 優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置について、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域を特例の対象から除外した上で、適用期限を令和 11 年度まで延長するものです。
- (4) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和 9 年度以後も適用するものです。
- (5) 特定暗号資産に係る譲渡所得等について、他の所得と分離して、税率を 100 分の 4 とする規定を新たに追加するものです。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 家屋に係る免税点を 20 万円から 30 万円に、償却資産に係る免税点を 150 万円から 180 万円にそれぞれ見直しをするものです。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、特例割合の見直しをするものです。
- (3) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の軽減措置について、対象を「特別特定建築物※」全般に拡大するものです。

※特別特定建築物

高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、以下の改正規定はそれぞれに記載の日から施行するものです。

- 1 個人市民税における住宅借入金等特別税額控除及び特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限に係る改正規定

令和9年1月1日

- 2 個人市民税における優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置の対象の見直しに係る改正規定

令和10年1月1日

- 3 個人市民税における特定暗号資産の譲渡所得等に係る課税の特例に係る改正規定

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

- 4 固定資産税における免税点の見直しに係る改正規定

令和9年4月1日

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯では、利用区分に応じた利用料金を設定し、利用者に対して料金を徴収しています。

今回、利用料金の適正化を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

利用料金の見直し（第 10 条）

利用料金のうち、入浴料について、近郊の同種施設と比較して設定した利用料金に見直すとともに、温泉スタンド利用料について、施設運営実態に合わせて当該料金区分の廃止を行うものです。

利用区分		利用料（円）	
		改正前	改正後
入浴料	大人 1 人 1 回につき	730	830
	小人 1 人 1 回につき	360	410
温泉スタンド利用料	温泉スタンド利用券（1,000 リットル分）	1,040	廃止

(施行期日)

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行するものです。

(位置図)

名 称：浜松市浜北温泉施設あらたまの湯

所在地：浜松市浜名区四大地 9 番地の 921



(建物写真)



浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 7 年 1 0 月 2 日）を踏まえ、国に準じて駐車場等の利用に対する通勤手当を設けるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 支給要件

自動車、バイクまたは原動機付自転車で通勤する職員が、通勤のために月極駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする場合

2 支給額

1 か月あたり 5, 0 0 0 円を超えない範囲内の規則で定める額

(施行期日等)

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものです。

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の一部変更について

(提案理由)

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業につきましては、令和 6 年 1 1 月の市議会定例会において議決（第 1 4 3 号議案）され、令和 2 1 年 3 月 3 1 日までの期間で事業を進めています。

令和 9 年 4 月から横山小学校を光明小学校へ統合することに伴い、契約金額を変更する必要が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

(事業概要)

- 1 事業の場所 浜松市立小中学校 1 2 9 校 7 9 8 教室
- 2 事業の内容 浜松市立小中学校特別教室の空調設置における設計・施工及び維持管理業務
- 3 事業の期間 令和 6 年 1 2 月 2 0 日から令和 2 1 年 3 月 3 1 日まで
設計・施工等：約 2 年 4 か月、維持管理：約 1 3 年間

(変更内容)

	契約金額	対象校数	対象教室数
変更前	9, 142, 483, 475 円	129 校	798 教室
変更後	9, 082, 421, 126 円	128 校	794 教室
変更額・教室数	△60, 062, 349 円	△1 校	△4 教室

(変更理由)

横山小学校の統合に伴い、設計・施工及び維持管理業務の対象校及び対象教室数が減るため、金額の変更を行うものです。

工事請負契約締結について (浜松市勤労会館解体工事)

(提案理由)

令和 8 年 3 月に廃止した旧浜松市勤労会館を解体するために、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市中央区城北一丁目 8 番 1 号
- ・ 規模・設備等 旧浜松市勤労会館、外構工作物
RC 造 4 階建
建物延面積 3, 577. 49 m²

(工事期間)

本契約の成立の日の翌日から令和 10 年 1 月 21 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市 勤労会館 解体工事	解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 設備解体工事 ・ 跡地整地工事 他	580,800,000 円	一般競争入札	浜松市中央区 米津町 2266 番地の 1 山吉建設株式会社 代表取締役 高橋 弓夫

(位置図)

名 称：旧浜松市勤労会館

所在地：浜松市中央区城北一丁目8番1号



(建物外観)



(報第3号の説明資料)

税務総務課

専決処分の承認について（浜松市税条例の一部改正について）

(報告要旨)

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されました。

このうち、一部の改正内容については令和8年4月1日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、浜松市税条例（昭和29年条例第38号）の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(改正内容)

令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割を廃止するとともに、電気自動車及び天然ガス自動車に係る軽自動車税の税率の特例（グリーン化特例）の適用期限を令和10年3月31日まで延長するものです。

(専決処分日)

令和8年3月31日

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行したものです。

(報第 14 号の説明資料)

財政課

専決処分の承認について (令和 8 年度浜松市一般会計補正予算 (第 1 号))

(報告要旨)

訴えの提起に際し、弁護士着手金など、所要の経費について速やかな支出を要することから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(報告及び承認の内容)

- 1 歳入歳出補正予算額 40,000 千円

- 2 歳入予算 第 23 款 繰越金
第 1 項 繰越金
第 1 目 前年度繰越金

- 3 歳出予算 第 7 款 商工費
第 1 項 商工費
第 7 目 企業立地推進費

(専決処分日)

令和 8 年 5 月 15 日